

令和7年度 事業計画書

事業局課	市民局	人権課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	11				
歳出予算科目	一般会計	3	款	1	項	2	目	政策番号	99	施策番号	99
事業名称	人権施策推進事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	23,100	12,712	400	6,000	0	3,988
令和6年度	26,003	15,936	0	6,000	0	4,067
増▲減	▲2,903	▲3,224	400	0	0	▲79

歳出		令和4年度	令和5年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
予算	事業費	26,590	26,508	28,631	28,631	22,458
	市債＋一般財源	4,560	4,572	9,586	9,586	3,413
決算	事業費	21,262	20,154			
	市債＋一般財源	10,781	9,373			

事業概要 (アクティビティ)	「一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」の実現を目指し、人権尊重の社会づくりへの取組を率先して進めるため、「横浜市人権施策基本指針（平成10年度策定、令和3年度改訂）」等に基づいて、様々な人権課題に対する取組を総合的・体系的に推進します。							
事業指標① (アウトプット)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
人権相談件数	単位	目標	50	50	50	50	50	50
	回	実績	82	/	/	/	/	/
事業指標② (アウトカム)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
市民意識調査（基本的人権が尊重されていると思う人の割合）	単位	目標	-	-	-	50	-	-
	%	実績	-	-	/	/	/	/
事業目的	人権問題を自分事として捉えられるようになるために、市民、地域団体、事業者を対象に、多様化・複雑化する人権問題に対応した啓発・研修を行う必要があります。 人権施策を市の重要課題と位置づけ、人権に関する施策を総合的に企画・調整するとともに、人権団体等と連携してより効果的な啓発を推進し、「一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」の実現を目指します。							
背景・課題	平成12年に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」により、地方公共団体は国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有しています。本市では、人権にかかわる問題は市民共通の課題であり、社会全体の課題であるという考えのもと、「横浜市人権施策基本指針」に基づき、人権尊重を基調とした市政運営を行っています。							
根拠法令・方針決裁等	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、人権教育・啓発に関する基本計画、横浜市人権施策基本指針、横浜市職員人権啓発研修推進要綱							
根拠・データ等	【人権に関する市民意識調査結果】 ①「市民一人ひとりが人権を尊重しあうためにどのようなことを求められるか」（令和2年度） ・人権に対する正しい知識を身につけること 66.4% ・自分の中にある偏見や差別を自覚し、自分は差別してしまうかもしれないことを自覚すること 51.8% ②「人権についての理解を深めるためにすべき取組」（左から上位順） 〈令和2年度〉学校での教育、広報よこはま等の啓発記事、企業向け啓発、人権啓発キャンペーン 〈平成27年度〉学校教育及び企業向け啓発、広報よこはま等の啓発記事、人権啓発キャンペーン、パンフレット等の資料配布 〈平成22年度〉広報よこはまの啓発記事の充実、人権に関するコラムの充実、講演会や研修会、キャンペーン等のイベント 〈平成17年度〉キャンペーン等のイベント、パンフレット等の配付、講演会や研修会、ポスターの掲出 ③「一人ひとりの人権意識は10年前に比べて高くなったか」（そう思うと回答した人の割合） 〈令和2年度〉41.1%、〈平成27年度〉41.6%、〈平成22年度〉25.8%、〈平成17年度〉20.5% ④「同和地区、被差別部落について」（知らないと回答した人の割合） 〈令和2年度〉29.6%、〈平成27年度〉21.5%、〈平成22年度〉36.2%、〈平成17年度〉38.1% ⑤「差別された経験がある」 〈令和2年度〉58.5%、〈平成27年度〉56.7%、〈平成22年度〉61.5%、〈平成17年度〉59.5% ⑥「差別した経験がある」 〈令和2年度〉67.8%、〈平成27年度〉46.4%、〈平成22年度〉53.3%、〈平成17年度〉50.0%							
事業スケジュール	・昭和52年度：同対策室設置 ・平成10年度：横浜市人権施策基本指針策定 ・令和3年度：横浜市人権施策基本指針改訂							
事業開始年度	昭和52年度							

(単位：千円)

細事業名称	7年度	6年度	差引（増減）	増減説明
-------	-----	-----	--------	------

細事業(事業内訳)	1	人権施策推進調整等事業	7,797	7,737	60	見込みによる増
	2	人権啓発・研修推進事業	■■■	11,036	■■■	実績に基づく減
	3	同和対策事業費	4,857	7,230	▲2,373	補助金交付団体の減
	4	市民意識調査事業	■■■	0	■■■	見込みによる増
	細事業合計		23,100	26,003	▲2,903	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長	係長	
	佐々井 正泰	阿部 恵冬	澤辺 遥

令和7年度 事業計画書

事業局課	市民局	人権課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	12					
歳出予算科目	一般会計	3	款	1	項	2	目	政策番号	99	施策番号	99
事業名称	犯罪被害者等支援事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	16,433	1,935	90	21	0	14,387
令和6年度	15,955	1,935	0	15	0	14,005
増▲減	478	0	90	6	0	382

歳出		令和4年度	令和5年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
予算	事業費	13,314	12,183	15,563	15,563	15,563
	市債+一般財源	11,498	10,261	13,641	13,641	13,641
決算	事業費	9,747	15,186			
	市債+一般財源	8,699	13,959			

事業概要 (アクティビティ)	犯罪や交通事故の被害者等の相談に応じ、横浜市犯罪被害者等支援条例に基づく支援の提供、各種情報提供や福祉保健サービスの調整のほか、関係機関との支援体制整備、市民の理解・協力の拡大等に取り組むことで、犯罪被害者等の権利利益の保護や被害の軽減・回復を図り、市民の皆様が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。						
-------------------	--	--	--	--	--	--	--

事業指標① (アウトプット)		年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
相談支援件数	単位	目標	1350	1500	1700	1700	1700	1700	1700
	件	実績	1469	1725					
事業指標② (アウトカム)		年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
支援金等給付件数 (相談支援件数中の内訳)	単位	目標	64	64	80	80	80	80	80
	件	実績	33	107					

事業目的	<p>犯罪に巻き込まれることにより、例えば、生命を奪われ、家族を失い、障害を負い、財産を奪われるなど、様々な苦しみに襲われます。また、心ないうわさや中傷といった、周囲の配慮を欠く対応などにより、間接的な被害に苦しめられることもあります。こうした事態は、突然見舞われることが多いだけでなく、誰にも起こり得ることから、こうした犯罪被害者等の苦しみを少しでも軽減し、再び平穏な生活を取り戻せるような支援が必要です。</p> <p>神奈川県及び神奈川県警察、民間支援団体である神奈川被害者支援センターの三者が設置する「かながわ犯罪被害者サポートステーション」では、主として被害直後から一定の期間における刑事司法手続き上の支援を行っておりますが、日常生活における被害者等の支援については、身近な自治体の支援が求められています。</p> <p>本市においては、被害直後から長期に渡って徐々に変化する被害者等の日常生活上のニーズに応じていくために、「横浜市犯罪被害者相談室」を中心に、区局の関係部署及び関係機関との連携により、身近な基礎自治体としての支援に取り組みます。</p> <p>令和6年度より神奈川県において、犯罪被害者等見舞金制度が創設されましたが、市町村の見舞金と合わせた金額を支給する制度設計となっており、引き続き横浜市としても経済的支援を行うことが求められています。</p>
------	--

背景・課題	
-------	--

根拠法令・方針決裁等	犯罪被害者等基本法、犯罪被害者等基本計画、横浜市犯罪被害者等支援条例、横浜市人権施策基本指針
------------	--

根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年横浜市内の刑法犯罪認知件数：16,059件（神奈川県警察犯罪統計による） 令和5年度横浜市犯罪被害者相談室における相談支援件数：実件数421件、延べ件数1,725件 【令和2年人権に関する市民意識調査】において関心のある人権問題として犯罪被害者等の人権と回答した市民：33.1%
---------	---

事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度：事業開始（横浜市犯罪被害者相談室の開設） 令和元年度：横浜市犯罪被害者等支援条例の施行、見舞金等の支援制度の開始 令和3年度：見舞金等の要綱の一部改正 令和4年度：支援金等の要綱の改正 令和5年度：支援金等の要綱の一部改正、犯罪被害者等支援グループ事業の開始 令和6年度：支援金等の要綱の一部改正
----------	--

事業開始年度	平成24年度
--------	--------

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	7年度	6年度	差引(増減)	増減説明
		1	管理費・事務費	240	200
2	関係機関等との連携促進事業	182	182	0	
3	研修・普及啓発事業	2,162	2,162	0	
4	相談支援事業	13,849	13,411	438	管理費・事務費分に移行、報酬改定による増

	細事業合計	16,433	15,955	478	
--	-------	--------	--------	-----	--

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長	係長	
	佐々井 正泰	阿部 恵冬	飯牟禮 充代

令和7年度 事業計画書

事業局課	市民局	人権課	新規拡充	□ 新規 □ 拡充	事業評価書番号	13					
歳出予算科目	一般会計	3	款	1	項	2	目	政策番号	12	施策番号	3
事業名称	性的少数者等支援事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	6,827	1,750	1,518	0	0	3,559
令和6年度	7,194	2,046	1,553	0	0	3,595
増▲減	▲367	▲296	▲35	0	0	▲36

歳出		令和4年度	令和5年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
予算	事業費	7,849	7,603	6,827	6,827	6,827
	市債＋一般財源	4,323	4,123	3,559	3,559	3,559
決算	事業費	6,890	8,712			
	市債＋一般財源	3,946	5,365			

事業概要 (アクティビティ)	だれにも相談できずに孤立し、ひきこもりや自殺という深刻な状況に陥ることを防止するための取組として、性的少数者専門の相談窓口や当事者同士の交流スペースの提供等するとともに、性的少数者への理解を進めるための啓発や研修、性的少数者や事実婚の方などを対象としたパートナーシップ宣誓制度を実施します。							
事業指標① (アウトプット)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
交流スペース参加者	単位	目標	120	120	120	120	120	120
	人	実績	96	99	/	/	/	/
事業指標② (アウトカム)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
家族から性的少数者であることを告白された場合、理解者になれると思う人の割合	単位	目標	-	-	60	-	-	60
	%	実績	-	51.3	/	/	/	/
事業目的	<p>パートナーシップ宣誓制度については、現在の婚姻制度の枠組みのもとで、悩みや生きづらさを抱えている当事者に寄り添うために、適切に運用していく必要があります。また、制度周知等情報発信を進めていくことが、市民・事業者に理解及び協力の促進に繋がるため、身近な基礎自治体として取り組みます。</p> <p>本事業は各取組を通して、性的少数者の孤立を防ぐとともに、性的少数者への理解を促進し、多様性を認め合う社会の実現をめざすことを目的としています。</p>							
背景・課題	<p>性的少数者を専門とした相談窓口等については、国は設けていません。また、神奈川県は平成30年度から専門相談窓口を設けましたが、県西部を中心としたものであるため、市民に一番身近な基礎自治体として、性的少数者を専門とした窓口が必要です。</p> <p>啓発・研修等事業については、国や県も行ってはいますが、性的少数者について、社会的に十分認識・理解されていない現状において、本市においても取組が必要不可欠です。</p> <p>更に、令和5年に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」が施行されました。国との連携を図りつつ、当該事業の実施に努めることが求められています。</p>							
根拠法令・方針決裁等	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律、横浜市人権施策基本指針、横浜市職員人権啓発研修推進要綱、性的少数者相談・交流事業補助金交付要綱、横浜市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱							
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> 性的少数者の割合【2020年「LGBTQ+調査」電通ダイバーシティラボ】8.9% パートナーシップ宣誓制度導入都市【令和5年7月14日時点】338都市 関心のある人権問題【令和2年 人権に関する市民意識調査】性的少数者の人権 27.6% 【令和5年度「性の多様性に関する市民意識調査」】 性的少数者の人々に対して持つイメージ「身近にいないのでよくわからない」28.4% 家族が性的少数者であることを打ちあけた場合、理解者になることができるか「わからない」39.7% 							
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度：事業開始 令和元年度：パートナーシップ宣誓制度、事業者向け啓発を開始 令和4年度：企業向けハンドブックの作成 令和5年度：市民意識調査の実施 令和6年度～：当事者等支援事業、啓発・研修及びパートナーシップ宣誓制度の実施 							
事業開始年度	平成28年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		7年度	6年度	差引(増減)	増減説明
	1	パートナーシップ宣誓制度事業	369	596	▲227	実績に基づく減
2	啓発・研修等事業	■■■	3,772	■■■	事業見直しによる減	
3	当事者等支援事業	■■■	2,826	■■■	実績による増	

	細事業合計	6,827	7,194	▲367	
--	-------	-------	-------	------	--

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長	係長	
	佐々木 恵美	関口 温子	澤辺 遥